

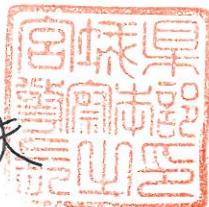
東北横断自動車道酒田線における交通取締り等に関する 警察官の職権行使についての細目的事項の協定

宮城県警察本部長及び山形県警察本部長は、東北横断自動車道酒田線における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成13年8月9日付宮城県公安委員会及び山形県公安委員会協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき、細目的事項を次のとおり協定する。

平成13年8月9日

宮城県警察本部長

警視長 佐藤正夫



山形県警察本部長

警視長 殿川一郎



（相互協力）

第1条 宮城県警察及び山形県警察（以下「協定県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

（警ら等区域）

第2条 協定県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域は、公安委員会協定第1条に定める区域（以下「協定区域」という。）のうち、川崎インターチェンジから山形北インターチェンジまでの31.5キロメートルの区域とする。

（応急措置）

第3条 協定県警察の警察官は、協定区域（管轄区域を除く。）において、交通事故の発生、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案（以下「事故等」という。）を認知したときは、当該事故等について応急の措置をとるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する県警察に通報するものとする。

（協力要請）

第4条 協定県警察は、それぞれの管轄区域に係る協定区域において、事故等が発生した場合必要があると認めるときは、当該協定区域内において勤務中の相手方県警察の警察官の協力を求め、及び相手方県警察に対して警察官の出動その他の協力を要請することができる。

（協力要請の手続き）

第5条 協定県警察は、相手方県警察に対して警察官の出動その他の協力を要請するときは、東北管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附則

- この協定は、平成13年8月9日から実施する。
- 笹谷トンネル区域における宮城県警察と山形県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（昭和56年4月15日）は廃止する。